

佐賀県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十月二十九日から平成二十二年十月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路		の 区 域	
	区	間	変 更 前 の 別	延 長 メ ー ト ル
県道 伊万里山内 線	伊万里市立花町字円造寺三 八四九番二地先から	伊万里市大川内町字五本椿 二丙二三六六番一地先まで	後	一、五五五・一
	伊万里市立花町字円造寺三 八四九番二地先から	伊万里市大川内町字五本椿 二丙二三六六番一地先まで	前	一、五五八・四
			幅 員 メ ー ト ル	
			三二・五 一三・七	
			三 一 ・ 九	
			七 ・ 七	